

広報委員長会議次第

開催日時 令和8年(2026年)6月2日(火)
午後1時30分から
開催場所 市役所3階全員協議会室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

(1) 6月の広報事項

①第4次小田原市行政改革実行計画について

(企画政策課)

②新しい防災気象情報について

(防災対策課)

③木造住宅耐震補助制度の拡充について

(建築指導課)

(2) 市政への要望事項等

①6月の市政への要望事項等

4 その他

(1) 広報委員等の謝礼について

5 閉 会

≪ 資料データを市ホームページで公開しています ≫

「トップページ」⇒「小田原で暮らす」⇒「行政経営」

⇒「広報・広聴」⇒「広報委員」⇒「広報委員長会議」



第 4 次小田原市行政改革実行計画について

1 目的

本市の将来都市像である「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」の実現に向け、まちづくりの目標の一つである「安心して暮らすことができる小田原」の「市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまち」を達成するため、さらなる行政改革の推進を目的として、「第 4 次小田原市行政改革実行計画」を策定した。

2 計画期間

令和 8 年度（2026 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までの 7 年間

3 計画の概要

(1) 行政改革の目標

未来につなげる行政改革 ～人的・財政的な余力を生み出す～

(2) 目標達成に向けた進め方

各所管による自発的な行政改革の取組に加えて、市役所全体における取組を重点的に強化するほか、これらの取組の成果を見える化し、行政改革の意識を高め、さらなる取組に繋げる。

(3) 目標達成の指標

ア 標準財政規模※に対する財政調整基金残高の割合

令和 14 年度目標値 10%（令和 6 年度基準値 8.8%）

※地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されると思われる経常的一般財源の規模を示すもの。

イ 職員一人当たりの時間外勤務時間数（年平均）

令和 14 年度目標値 130 時間（令和 6 年度基準値 183.3 時間）

ウ 仕事に満足している職員の割合

令和 14 年度目標値 66.7%（令和 6 年度基準値 62.5%）

エ 行政が効率的・効果的に運営されていると思う市民の割合

令和 14 年度目標値 50%（令和 7 年度基準値 40.3%）

(4) 行政改革の方向性

ア コスト最適化

イ サービスの質の向上

ウ 持続可能性の検証

エ 全庁的な取組の展開

(5) 行政改革の6つの推進項目及び29の取組項目

ア 歳入 「財源確保の徹底」

取組項目 新たな歳入確保策の検討、市税収入の確保、市税以外の収入の確保、国・県の交付金等の積極的な確保、ふるさと納税の推進、競輪場の経営改善等による収益向上、使用料及び手数料等の見直し

イ 歳出・サービス 「戦略的投資とコスト最適化、サービスの向上」

取組項目 事務事業見直しの推進、総合計画の推進・進捗管理、健全な財政運営、業務改善の推進、行政改革に対する意識啓発

ウ 資産 「市有資産経営の推進」

取組項目 公共施設の機能・配置の見直し、市有建築物の長期保全、庁舎等の維持管理、市有財産の管理運用、施設に係る契約の見直し

エ 人材 「職員の確保・育成・環境整備」

取組項目 有能な人材の確保と人事管理、研修実施による職員の育成、職員の福利厚生の充実、コンプライアンス推進・組織風土改革、オフィス改革

オ デジタル 「行政基盤のDX、デジタル化による市民サービスの向上」

取組項目 基幹業務システムの標準化の推進、新たな技術の導入・活用による業務効率化、デジタル技術を活用したサービスの拡充

カ 多様な主体との連携 「市民協働、公民連携、広域連携の推進」

取組項目 市民活動の支援・市民協働の推進、民間提案制度・包括連携協定の推進、おだわらSDGsパートナー等との連携、国県市町村との連携

(6) 行政改革の推進体制（土台）

ア 庁内外組織（計画の推進体制の整備）

庁内組織である「小田原市行財政改善推進委員会」を推進組織とし、庁内連携により計画を推進する。また、庁外組織である「小田原市行政改革推進委員会」において進捗確認及び計画改訂に向けた検討を行う。

イ 事務事業の見直しの仕組みづくり

事務事業評価の実施方法を見直し、直接的な事業費だけでなく、業務量（人工）の削減を図る。

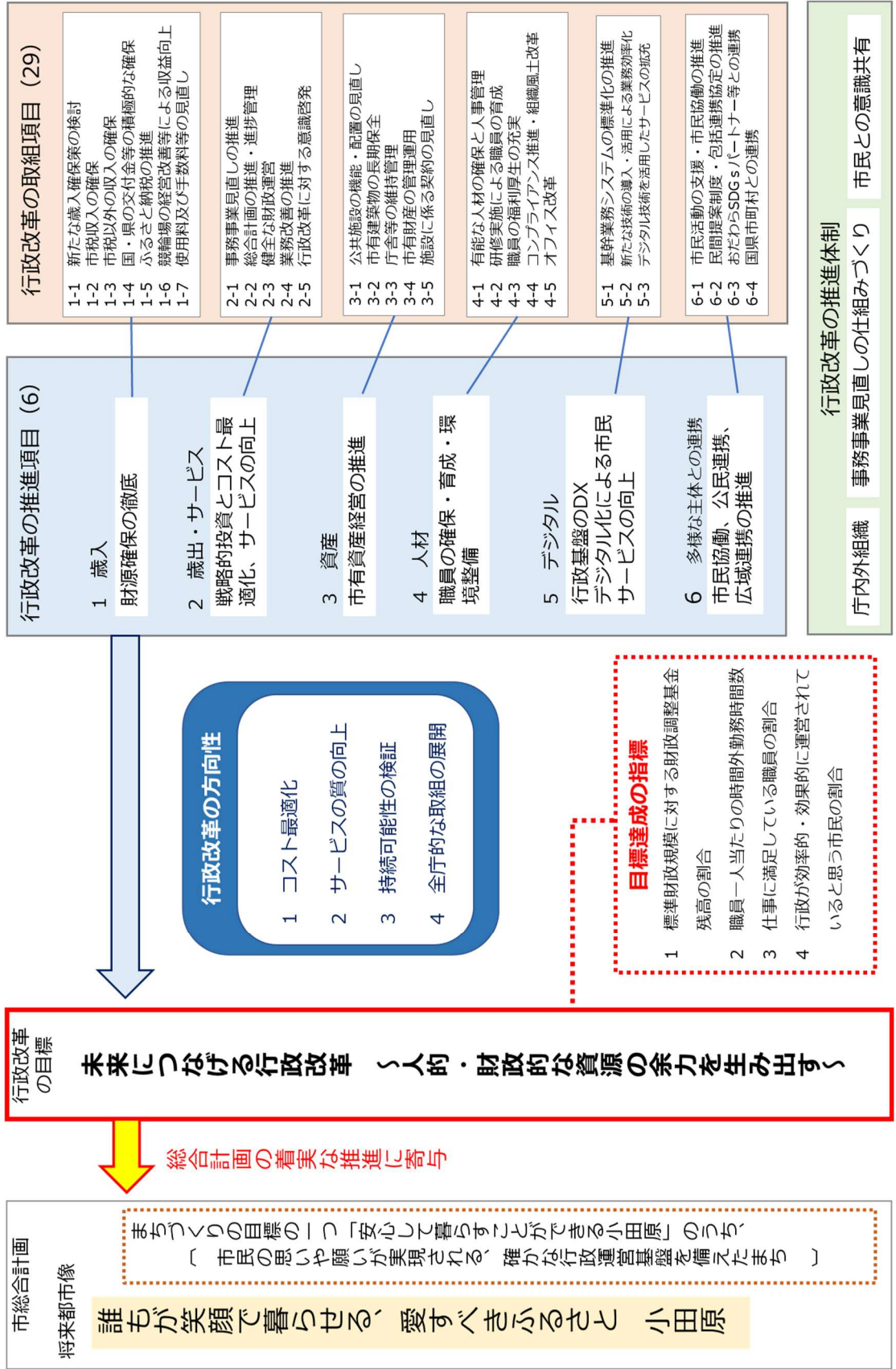
ウ 市民との意識共有

市の財政状況や行政改革の取組について、市民との対話や周知を通じ、広く市民への理解を求める。

4 計画の体系図

目標達成に向けた進め方

各所管による自発的な行政改革の取組に加え、市役所全体における取組を重点的に強化し実施していく。
 「事務事業の見直し」を行政改革のコアとして捉え、実施していく仕組みづくりとともに、行政改革の方向性に基つき主要な分野においてより効果の高い全庁的な取組を推進し、人的・財政的な余力を生み出していく。また、取組成果を見える化し、行政改革の意識（マインド）を高め、さらなる取組に繋げていく。



新しい防災気象情報について

気象庁では、大雨などによって災害が発生する危険度が高まるときに、災害から命を守るため「警報」や「注意報」といった防災気象情報を発表しています。

新たな防災気象情報では、災害を「河川氾濫」「大雨」「土砂災害」「高潮」の4つに区分した上で、危険度や取るべき避難行動に応じて5つの警戒レベルに分け、大雨や川の氾濫などの危険度に合わせて情報を発表します。

防災気象情報が発表されたら、市が発令する避難情報も確認して、適切な避難行動をとる必要があります。事前にハザードマップで自宅周辺の危険な場所などを確認し、どの警戒レベルのときに、どのような行動をとるべきかご確認ください。

1 新しい防災気象情報（令和8年5月29日から）

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	(警戒レベルごとの) 住民が取るべき行動
	大河川の氾濫 ※本市の対象は酒匂川のみ	低地の浸水や酒匂川以外の河川の氾濫	急傾斜地の がけ崩れや土石流	海水面の上昇や波の打上げによる浸水	
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	【緊急安全確保】 命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所からかならず避難!>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	【避難指示】 危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	【高齢者等避難】 避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	【避難行動を確認】 避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど
警戒レベル 1	早期注意情報				【災害への心構えを高める】

発表される警報・注意報の名称に「レベル」が付記されます

(例)【旧】大雨警報 → 【新】レベル3大雨警報

「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

(例)【旧】土砂災害警戒情報 → 【新】レベル4土砂災害危険警報

河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります。

(例)【旧】洪水警報 → 【新】(酒匂川)レベル3氾濫警報

→ 【新】(酒匂川以外の河川)レベル3大雨警報

※避難情報は、災害発生の可能性が高い地域を対象に、市から発令します。

2 新しい防災気象情報に対する小田原市の対応

近年、警戒レベル3相当情報が発表された場合でも、その後の雨量予測などから、天候が落ち着いてくると判断した場合、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令は行っていませんでした。

しかし、今回の変更では、名称だけでなく、レベル3相当情報の発表基準の見直しも実施され、特に「土砂災害」については、レベル4危険警報の基準値に到達すると予想される場合のみ、その前段階としてレベル3警報が発表されることになりました。

そのため、レベル3土砂災害警報が発表された時点で、災害が発生するおそれがある地域について、『高齢者等避難』を発令し、避難場所を開設します。

	土砂災害	避難情報
警戒レベル5相当	レベル5 土砂災害特別警報	緊急安全確保
警戒レベル4相当	レベル4 土砂災害危険警報	避難指示
警戒レベル3相当	レベル3 土砂災害警報	高齢者等避難

※「河川氾濫」「大雨」「高潮」については、状況により判断します。

避難情報の伝達方法

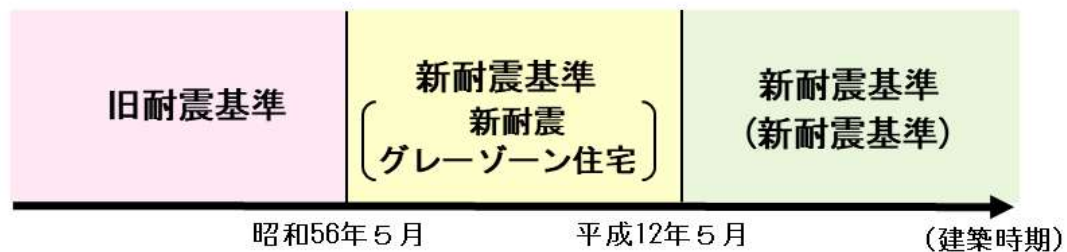
- ・緊急速報メール
- ・防災ナビ
- ・防災メール
- ・防災行政無線
- ・市ホームページ
- など

木造住宅耐震補助制度の拡充について

1 事業概要

本市では、大規模な地震から自らの生命・財産などを守るために、木造住宅の耐震化に係る補助制度を設けています。これまでは旧耐震基準の木造住宅(昭和56年(1981年)5月以前に建築された木造住宅)を対象に補助を行っていましたが、耐震化のさらなる促進を図るため、令和8年(2026年)6月1日から支援を拡充します。

耐震基準の推移と「新耐震グレーゾーン住宅」に該当する建築時期



2 新たに追加する耐震化支援

(1) 新耐震グレーゾーン住宅の耐震補助制度を開始

昭和56年(1981年)6月から平成12年(2000年)5月までに建築された木造住宅で新耐震基準を満たしているものの、壁の配置や接合金物の仕様などにより耐震性が不足している可能性がある住宅(新耐震グレーゾーン住宅)に対する耐震診断及び耐震改修に係る費用の一部を補助します。

【補助限度額】

耐震診断費：3分の2(上限6万円)

耐震改修費：2分の1(上限100万円)

(2) 「リ・バース60」を活用する耐震改修を支援対象に追加

旧耐震基準(昭和56年(1981年)5月以前に建築)の木造住宅で、住宅金融支援機構と提携している金融機関からリバースモーゲージ型住宅ローン「リ・バース60(耐震改修利子補給制度)」の融資を受け、耐震改修を行った場合、それに係る利子を軽減、または無利子とする国の制度が開始されました。この制度を活用する場合、市も耐震改修に係る費用の一部を補助します。

【補助限度額】

耐震改修費：上限50万円(融資の額により補助限度額が異なります。)

3 申請期間

令和8年（2026年）6月1日（月）～令和8年（2026年）12月10日（木）

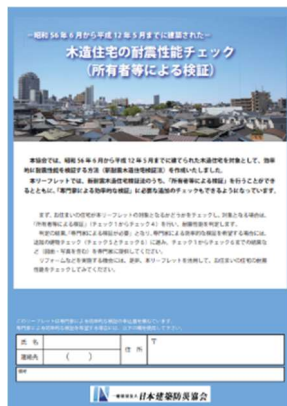
※予算額に達し次第、申請の受付を終了します。

4 申請方法

所定の申請書及び必要書類を、耐震診断又は耐震改修前に、建築指導課に申請してください。

(参 考)

- ・新耐震グリーゼン住宅の耐震性は、日本建築防災協会が作成した「木造住宅の耐震性能チェック（所有者等による検証）」でも確認することができます。このチェックは、同協会や市ホームページに掲載しているほか、建築指導課で配布していますので、補助制度とあわせてご活用ください。



新耐震木造住宅検証法

日本建築防災協会ホームページ

※市ホームページからも閲覧が可能です。

- ・「リ・バース 60（耐震改修利子補給制度）」については、住宅金融支援機構のホームページに制度の概要が掲載されています。



リ・バース 60（耐震改修利子補給制度）

住宅金融支援機構ホームページ

※市ホームページからも閲覧が可能です。